

灯浮標に係留したり傷つけたり することは禁じられています！！



灯浮標（航路標識）は、船舶交通の安全を確保するための重要な施設です。これに船舶に係留する行為等は他の船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれがありますのでおやめ下さい。

○航路標識法（昭和24年法律第99号）（抄）

（船舶についての制限）

第20条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識に係留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触するおそれのある場所に停泊又は停留させてはならない。

（汚損行為の禁止）

第21条 何人も、航路標識を汚し、又は損傷を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 第20条の規定に違反した者

八 第21条の規定に違反した者



第八管区海上保安本部 境海上保安部

〒684-0041 鳥取県境港市昭和町9-1

電話番号：0859-42-2534